

【巻頭論文】

憲法改悪反対闘争と労働組合

切山 登

一 闘争の現状

周知のように自民党は、すでに憲法改正案を
発表したように、アメリカの要請にもとづいて、
9条の改正を中心に憲法改悪をすすめている。
民主党、公明党も事実上、同調している。憲法
改正をすすめる国民投票法案も準備している。
改憲勢力は、日本を再び「戦争をする国」にし
ようとしている。これは日米首脳会談で「世界
の中の日米同盟」を宣言して、いますめている
米軍と自衛隊の一体化をはかる米軍再編とも
深く関連している。

戦後60年たった今日、世界、とくにアジアの
流れに逆らって、憲法という国のもっとも重要
な基本路線の問題が、政治の中心課題として、か
つてない激しさをもって争われているのである。

いまから2年前、加藤周一さん、大江健三郎
さんはじめ9人の日本の良識ある知識人が、「9
条の会」をつくり、憲法改正の動きを憂い、日
本と世界の平和を守るため、憲法改正に反対し
9条をまもる重要性を国民に訴えた。この呼び
かけに応えて、草の根の運動をすすめている「9
条の会」は、現在5,600をこえている。「9条の
会」の運動にはつぎのような特徴がある。それ
は、9人のなかの一人である澤地久枝さんが「一
人からはじめないと二人にならない」と話され
ているように、一人一人が自覚的、自主的に運
動に参加していることである。「9条の会」がこ
うした新しい運動形態をとっているがゆえに、
それが持続的に発展している要因となっている。

運動のもう一つの柱となっているのは、民主
的諸組織の活動である。いち早く憲法改悪反対、
9条まもれの運動にとりくんできたのは、憲法
改悪阻止各界連絡会議(略称・憲法会議)である。

憲法会議は憲法改悪に反対する団体と個人を結
集する民主的組織として、1965年に結成して以
来、「憲法を生活の中に」のスローガンをかか
げ、一貫して憲法の民主的原則をまもる運動と
結びつけて、改悪の動きを批判し、国民に警鐘
を鳴らしてきた。2001年からは、5月3日の憲
法記念行事を8市民団体との共同で実行委員会
をつくり、集会を成功させてきている。この集
会には、共産党、社民党の党首が挨拶をおこなっ
ている。つまり共社の間接的共同がおこなわれ
ている唯一の集会である。

共産党、民主団体、個人が結集している統一
戦線運動である革新懇の果たしている役割も大
きい。革新懇は憲法改悪反対闘争にとりくみ、
著名人の一言運動、ポスター宣伝、署名運動な
ど多彩な活動を展開している。民主団体の最近
の動きで注目すべきは、憲法改悪反対共同セン
ターの活動である。

全労連、農民連、新婦人、全商連など国民各
層の中の全国的中央組織が中心になってつくら
れている共同センターは、全国で300を超える地
域センターをつくり、宣伝、対話、署名、学習
活動をおこなっている。全労連にも連合にも参
加していない、全建総連など、いわゆる中立系
の13の労働組合は、2004年7月から「憲法改悪
反対労組連絡会」を結成し、運動をおこなって
いる。また、連合加盟の海員組合と中立の全国
港湾労組は、2006年2月憲法改悪に反対する共
同アピールを発表している。

憲法改悪反対のたたかいは、国の基本的進路
そのものに関わるもっとも重要な国民的政治闘
争課題である。広範な民主勢力は、この闘争課
題に労働組合がその真の力を発揮することに大
きな期待を寄せている。それは本来、労働組合

が、組織人員の大きさからみて、また組織力の強さからみて大きな役割を担っているからである。全労連は、共同センターの一翼を担い、積極的な役割を果たしている。300の共同センターの確立は、これまでの政治課題の闘争にくらべ前進しているといえるが、さらに約500にのぼる地域労連が、その組織力を全面的に発揮することが、つよく希まれている。

約700万人を結集しているといわれる連合傘下の労働組合の動向はどうであろうか。

連合執行部は昨年10月の定期大会で、9条改憲に踏み込む次のような「国の基本政策に関する連合の見解案」を採択する予定であった。

「連合は、自衛隊の現状および今後の日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方と、憲法をはじめとする法体系との関係について整合性を確保するために次のとおり方策がありうると考える。1、憲法9条を改正し、その上でさらに詳細を規定するために『安全保障基本法（仮称）』のような法律を制定すること。2、憲法改正はあえておこなわないが、『安全保障基本法』のような法律を制定すること」

ところが大会をまえに産別の意見を求めたところ、14組織が意見をだし、そのうち自治労、日教組など9組織が反対を表明したことにより、大会での承認を見送り、議論を継続することになった。さらに06年1月の連合中央執行委員会でも「組織間の意見の幅が広い」として、9条を中心とした憲法改正問題についての考え方を集約し、対応することを「現段階では控え」「凍結する」ことを確認している。つまり連合は組織内に9条改正に反対が根強く存在し、連合としての態度が決められない状態になっている。

連合執行部が「意見の幅が広い」という内容を見ると、おおまかにいってつぎのようになる。

第一は、憲法改悪反対、9条改悪には反対、改悪に危機感を表明するなど、ニュアンスの違いはあるが、憲法改悪反対の立場にたっている組合。

第二は、憲法改正の態度を明確に表明している組合。

第三は、態度を鮮明にしていない組合。

特徴は、第一のグループ、すなわち憲法改悪反対の立場にたっている組合の多くは、自治労、日教組、私鉄など旧総評系の組合といえる。これらの総評系組合は1960年の安保闘争を闘った歴史と伝統がまだ失われていないことを示している。

公然と改憲を主張している組合は、UIゼンセン同盟、電力総連などである。憲法問題にふれていない組合は、自動車、電機、鉄鋼など民間大企業中心の組合である。本来、平和擁護闘争を主たる任務の一つにかかげている労働組合が憲法改正に賛成か、反対かが国民的に問われているとき、態度を鮮明にしないことは、客観的には改憲推進派を喜ばせるものである。しかし一面、職場から憲法改悪反対闘争を前進させるうえでの積極的な妨害物にはならないという面もある。

こうした連合系労組の動向は、きわめて複雑であるが、注目すべきは少なくない連合系の労働者、労働組合との憲法改悪反対での共同の可能性を示していると言えよう。それはまた、全労連、中立系を含め、労働戦線での憲法改悪反対の多数派形成の可能性も示している。ここに憲法闘争をめぐる労働戦線の大きな特徴をみることができる。

二 平和擁護闘争と労働組合

第二次世界大戦は、ファシズムと、軍国主義の日独伊3国同盟が反ファシズム連合国によって世界的に敗退した。ファシズムとたたかうヨーロッパの国々やアメリカの労働者と労働組合は、自国の政策を支持し、ともに闘った^{※1}。こうした戦争の性格は、戦後の国際労働組合運動の任務として、これまでの民主主義課題に加えて、平和擁護を主たる任務の一つと運動にした。労働組合の任務は、客観情勢の変化に対応し、発展していくものである。

戦後、国際労働組合戦線は長い間の分裂に終

[巻頭論文] 憲法改悪反対闘争と労働組合

止符をうち、統一した。統一した世界労連はその目的のなかに「戦争および戦争の原因とたたかい、安定した永久的な平和をもたらすために努力すること」を新しく掲げた。

第二次世界大戦で、日本帝国主義はその侵略戦争によって、2千万人をこえるアジア諸国民と3百万人をこえる日本国民の生命を奪った。この戦争のなかで、沖縄は地上戦の戦場となり、日本本土も全土にわたる空襲で多くの地方が焦土と化した。さらに1945年8月にはアメリカ軍によって広島、長崎に世界最初の原爆が投下され、その犠牲者は20数万人にのぼり、世界で唯一の被爆国民となった。これらの深刻な経験は日本の労働者、国民にとって、平和への願いはなにもものにも替えがたい熱い願いとなった。実際、戦後労働組合の組織化に立ち上がった労働者は、たとえば海員組合が「不戦の誓い」を決意したように、また教職員が「教え子たちをふたたび戦場に送らない」ことを誓ったようにあらゆる産業の労働者は民主主義的要求とともに平和擁護を当然のこのように正面に掲げて闘った。そしてこの闘いをつうじて、産別会議、総同盟の全国的中央組織はじめあらゆる傾向の労働組合を結集した全国労働組合連絡協議会を結成した。これは、ゆるやかな形ではあるが、労働戦線の統一体であった。

1947年の2・1ゼネストの計画にみられる、日本の労働運動の高揚を恐れたアメリカ占領軍は、ストライキ中止命令を出して以来、全国労働組合連絡協議会を解散させ、産別会議（階級的ナショナルセンター）にたいする激しい分裂攻撃、職場の共産党員や支持者にたいするレッドバージ、共産党幹部の公職からの追放など系統的、計画的な弾圧を強行した。こうした情勢のもとで、1950年7月総評は結成された。総評結成の真の推進者がアメリカ占領軍であったことは、公然の秘密である。この間の事情は、初代総評事務局長であった高野実氏がその著でリアルに語っている^{*2}。総評は結成大会で「われ

われは日本共産党の組合支配と暴力的革命方針を排除し…」と宣言して反共主義の性格を鮮明にした。この総評は（反共主義の旗を下ろさず、そのため戦後第二次反動攻勢としての新たな反共右翼再編に組するのである。現在の連合結成への参加）アメリカが日本におしつけた「単独講和」に反対し「全面講和」を要求する労働者と民主勢力の平和擁護の闘いのなかで、これを無視できず、「再軍備反対、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和実現」のいわゆる「平和四原則」を採択し、結成当初の方針から重要な転換をしめた。そして1960年の国政の中心問題であり、日本国民をくるしめている根源である60年安保反対闘争に参加するのである。

こうした総評の変化の背景には、次のような日本国民がおかれている困難な現状がある。

わが国には、戦争直後の全面占領の時期につくられた100以上にのぼるアメリカ軍事基地が半世紀を経ていまだに全国に配備され続けている。なかでも敗戦直後に日本本土から切り離されて米軍の占領下におかれ、サンフランシスコ平和条約でも占領支配の継続が規定された沖縄は、アジア最大の軍事基地とされている。日本の自衛隊は、事実上アメリカの掌握と指揮のもとにおかれており、アメリカの世界戦略の一翼を担わされている。

アメリカは、日本の軍事や外交に、依然として重要な支配力を持ち、経済面でもつねに大きな発言権を行使している。日本の政府代表は、国連その他国際政治の舞台で、しばしばアメリカ政府の代弁者の役割を果たしている。日本とアメリカの関係は、対等・平等の同盟関係では決していない。

この事実は現実に目を塞がない限り、だれも否定することはできないであろう。まさに発達した資本主義国のなかで、日本はきわめて異様な事態といわねばならない。そしてこの対米従属という現実から、平和に関するいろいろな切実な要求がたえず生み出され、他の発達した資

本主義国の運動にみられない政治闘争の発展にわが国の労働運動の特徴がある。自民党を中心とした憲法改正は、アメリカの意図のもとに、日本を再び「戦争する国」に仕立て上げようとするもので、戦後日本国民の痛切な平和への願いと真っ向から対立し、世界の平和、とりわけアジア諸国へ重大な不信をもたらすであろう。

今日の憲法闘争については、もう一つの視点を見る必要がある。それは異状ともいえる労働者の状態悪化である。完全失業率は依然として4%台を持続している。実質賃金の低下、過密労働の結果、労働災害の続発、職業病の広がり、社会保障制度の改悪、非正規労働者の増大と格差の拡大などなど、労働者は資本の全面的な攻撃にさらされている。憲法闘争はこうした労働者の深刻な状態悪化が土台となっていることである。財界が憲法改正を主張しているように、憲法改悪反対闘争の前進による労働戦線での力関係の変化は、労働者の生活改善闘争にも直接的に影響を与えるであろう。

三 憲法改悪反対闘争で果たす労働組合の役割

1 憲法「改正」の論拠

連合系労組執行部の憲法改正についての論拠の克服は、広範な労働者が憲法改悪反対闘争に立ち上がるうえで、さけてとおれない問題である。

連合系労組の代表的な主張は次のようなものである。

「9条2項－『戦力不保持』『交戦権否認』は削除し、自衛戦力の保持を付記することが必要と考える」

「その根拠は、憲法の最重要条項が、13条の個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重であり、これが他国などによって国家主権が侵害され、13条が危機に及ぶ場合には、最終的に自衛権を発動し、武力をもって阻止する気構えを主権国家としてしめす、ことにある」

この議論には本質をはぐらかすいくつかの盲

点がある。

第一の盲点は、国家主権が侵害され13条が危機に及ぶ場合には「自衛権の発動」が必要だからと云っているが、いま自民党をはじめ9条改正論者が問題にしているのは、日本の「自衛」とはまったく関係のないところで議論されているということである。周知のように日本はアメリカの側にたち、それへの協力でイラクへ出兵している（現在は航空自衛隊が規模を拡大）。この出兵自体、重大な憲法違反であるが、それでも9条2項があるため武力行使はできないでいる、つまり9条2項が武力行使の「歯止め」になっているのである。したがってこの「歯止め」を取払い、アメリカの侵略戦争に、日本が「戦争をやれる軍隊」をもって参加する、そのための憲法上の条件をつくりだすこと、これが第9条に矛先を定めた憲法改定論の最大のねらいなのである。

実際それは、かつてアメリカのパウエル国防長官やアーミテージ副長官の「憲法を見直すべきだ」という発言、小泉総理の「集団自衛権を行使できるように憲法を改正」すべきだという発言に示されている。

第二の盲点は、代表的な主張が守られねばならないと強調している13条の基本的な権利が、まさに9条改悪と一体のものとして、制限、もしくは奪われようとしていることである。

自民党案は、前文で「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」と愛国心を強調、12条では「公共の福祉」のかわりに「公益及び公の秩序」を「国民の責務」としておしつけている。

近代立憲主義は国民の権利、自由を守るために国家権力をしぼるものである。これは今日国際的通念である。国家権力は、常に権力を乱用する危機があるから、憲法はその乱用を規制し人権保障を定めたものである。ところが改憲論者は本来、権力を規制するものから、個人の責務・義務を強調するものへ憲法を変えていこうとしているのである。

[巻頭論文] 憲法改悪反対闘争と労働組合

第三の盲点は、9条の改正が国民の側からの要求ではなく、アメリカ側からの要求であるということである。

第二次世界大戦を経験した日本国民は、平和を強く願いこの国を「戦争する国」にする憲法改正に断固反対している。一般新聞の世論調査でも一貫して9条改正に60%以上の人が反対している。本来、主要な任務の一つである平和擁護を担っている労働組合が、この国民の願いに応えることこそ必要であり、これに国民はおおきな期待をもっている。

日本国憲法は1946年に国会で決まり、47年5月に施行された。ところが、アメリカは48年から49年にかけて早くも日本の再軍備が必要になったとし、まず警察力の形で軍隊に準ずる組織をつくり、それを育てていくことをやりながら、将来、憲法を改定して本格的に軍隊をもたせるための準備をやっていく、この方針がそれ以後の、日本における憲法改定の動きの一貫した原動力となったのである（アメリカ陸軍長官ロイアルの国防長官あての覚書「日本の限定的再軍備」1948年5月18日）。

06年6月29日の日米首脳会議で「世界の中の日米同盟」を確認し「21世紀の地球的規模での協力のための新しい日米同盟」が宣言された。そして、日米が世界における共通の戦略目標をもち、米軍と自衛隊の軍事一体化をはかり、基地体制の抜本的強化がすすめられている。9条改正は、まさにアメリカの侵略的軍事体制に日本を協力させるために企てられているものである。

第四の盲点は、憲法問題は国内問題であるが、国の基本進路にかんするような課題は、国際的視野にたって考える必要があるのは政治の常識である。アメリカと日本の政府がすすめる憲法改悪の道は、世界の流れに逆行しているということである。今日の世界は大きな構造的変化をもたらしている。もはやどんな超大国でも一国で世界を支配することは不可能になっている。戦後植民地体制が崩壊し、新たに独立を勝ち取っ

た国々は、国連憲章にもとづく世界の平和秩序をきずく重要な担い手となっている。アメリカを中心とする軍事体制の多くは、解体、機能不全、弱体化におちいり、それにかわって仮想敵国をもたない平和の地域共同体がひろがっている。米ソ対決の構図が崩壊したことが、世界の平和秩序・平和のルールをもとめる諸国民の運動の新たな発展の条件をつくっている。これらの世界構造変化は、アメリカのイラク戦争にさいして、地球的規模でわきおこった空前の平和の波となってあらわれた。改憲勢力はこうした新しい世界の姿に目を閉ざしているのである。

以上四つの盲点についてのべたが、どんな闘いについても、その闘いについての本質を具体的事実にもとづいて明らかにすることが大切であるが、とりわけ憲法問題はそのことが決定的に重要であることは言うまでもない。

2 憲法改悪反対の一点であらゆる傾向の労働組合の共同を

すでにのべてきたように連合系のすくなくない労組が憲法改悪反対の立場にたっている。教職員組合や自治体労働組合では、憲法、教育基本法問題でいくつかの県レベルでの共同がうまれている。ここでの教訓は、全労連系の組合が他の民主団体とともに独自に憲法改悪反対の運動と世論を広げるなかで、共同声明、情報交換など、可能なことから共同する努力をねばりよくおこなっていることである。

とくに全国的に地域での共同の発展が強く期待されている。地域こそ労働者に密着した組織として、大衆的な共同を前進させるもっとも有利な条件となっている。60年安保闘争をはじめこれまでの政治的課題にもとづく闘争が大衆的に発展したのは、地域の共同闘争が重要な役割を果たしたからである。もっとも高揚した60年安保闘争では、2000カ所にのぼる地域共闘組織が結成されたことが土台になっている。またこの地域共闘は、「闘いながら学び、学びながら闘

う」というスローガンに示される運動と学習の結合という運動発展の法則をうみだした。運動は一人一人の労働者の政治的自覚のたかまりとむすびついて発展することを教えている。

いうまでもなく、労働戦線における戦略的課題は真の労働戦線の統一である。それは政治的、経済的要求を実現するもっともたしかな保障である。マルクスは労働者がもっている唯一の力は「多数の力」であると強調しているが、労働者、労働組合は、一つ一つの闘いをつうじて真の労働戦線統一の達成をめざし奮闘している。憲法改悪反対の一点で、労働組合が国民的な闘いの一翼を担い、あらゆる傾向の労働組合の壮大な共同行動を展開し、闘争勝利に貢献するならば、それは真の労働戦線統一への道をかならず切り開くであろう。

3 職場を基礎にした組織力の発揮

大教組（全教）では、多くの職場に一組、二組、非組を問わず結集した「9条の会」が生まれているが、これが、憲法闘争で、労働組合と共同している。こうした職場は増えつつある。これを労働組合運動の側面から見ると、労働組合が掲げる憲法改悪反対闘争を職場から、自覚的、自主的に支え発展させていると言える。

かつて、わが国の労働組合には職場組織が存在し、職場団体交渉権を確立していた。この職場団体交渉権は、企業別組合のもつ弱点である労働組合を企業の枠のなかに閉じ込める役割を克服し、労働者の団結をつよめ、前進させるものであった。ところが、企業側にとっては、この職場団体交渉権が、労働者を要求にもとづいて団結させる「基本的権利」となっていることから、これに攻撃を加え、事実上奪い取ってしまった。企業側が、民間大企業の組合を右傾化させるために、最初に加えてきた攻撃も、職場団体交渉権の剥奪であった。それが、職場に労働運動がなくなってから久しいと言われる原因になったのである。

職場「9条の会」は客観的にいえば、職場から新しい運動が始まったことを意味する。日本の労働運動に新しい展望をあたえるものである。もちろん職場「9条の会」は、憲法闘争を独自に発展させる任務を担っているものであり、労働組合の憲法闘争を職場から支えるという狭い役割を担うものではない。その任務を矮小化してはならないことは言うまでもない^{※3}。

（ぎりやま のぼる・会員）

※1 1945年2月、ファシストの侵略と闘っている国々の労働組合の代表がロンドンに集まり、世界労働組合会議を開いた。会議は、その目的として「自由と民主主義を破壊しようとしたファシスト諸国にたいし妥協のない完全な勝利を納めること、安定した恒久的な平和をうちたてること……」にあることを強調し「フランスとイタリアで軍隊をつくりこれに十分な装備をあたえるために必要なあらゆる援助をあたえる……日本と戦争している諸国の国民が、日本の侵略者にたいする闘争をおしすすめている英雄的な中国人民に、武器弾薬のかたちで最大限の援助をあたえる」ことを呼びかけた。

※2 高野実氏はつぎのように告白している。

GHQ労働課は「造船、港湾、建築、鉄鋼など十数個の産業別労働組合の代表を労働課の一室に集めた。そして『諸君は産別会議、総同盟、中立の上位団体のワクをはずして、即時合同してもらいたい。本日の会同において準備委員をあげて、産業別統一をすすめてもらいたい』と。その隣室では、当該産業の資本家団体代表が呼び出され、『このようにGHQ指導のもとに、統一労働組合を促進しているので協力体制をとってもらいたい』というのである。労使双方とも目を丸くして、彼らの説得を受けとったのである」

※3 たとえば、教員は「教え子を再び職場におくらない」という痛苦のスローガンとむすびつけて「9条の会」の運動をすすめている。また損害保険の職場では、「損保産業は平和産業です。憲法改悪に反対し、9条を守ることを求めます」とうたっている。このように職務や産業にかかわる独自の要求と憲法改悪反対と結びつける工夫をし、管理職をふくむ広範な人々を結集している。

憲法闘争の勝利は、それが国の基本路線についての課題であるだけに自民党政治の根本的転換につながるものであり、それはまた真の労働戦線統一の飛躍的發展をもたらすであろう。